

第2次富良野市男女共同参画推進計画策定にむけて

I 男女共同参画計画策定の意義		
1 なぜ男女共同参画社会の形成が必要なのか	<p>男女がともにいきいきと豊かな社会を築いていくためには、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような役割分担にとらわれず、男女がともに個性に応じた能力を発揮できる社会をつくることが重要であり社会全体で取り組む重要な課題となっています。</p> <p>平成11年の男女共同参画社会基本法の制定、平成28年には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行など、男女共同参画社会は新たな段階を迎え、様々な取り組みが求められています。</p>	<p>(男女共同参画社会基本法 第1条)</p> <p>男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、必要な基本理念を定め(中略)男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第1条)</p> <p>自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり職業生活における活躍の推進についてその基本原則を定め、(中略)女性の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目的とする。</p>
2 どのように男女共同参画社会の形成を進めるのか	<p>(1) 国の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H12 年法の施行に伴い、男女共同参画基本計画を策定、以降5年ごとに計画の見直しが行われ、現在は第4次計画(H27策定) <p>(2) 道の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14 に男女平等参画基本計画を策定、H20 第2次計画策定、H30 第3次計画策定 	<p>・男女共同参画社会基本法の5つの理念</p> <p>①男女の人権の尊重 ②社会における制度等についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調を基本として、各種施策の実施により推進を図ることとします。</p>
	<p>(3) 地域ではどのように推進するのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当組織の設置、担当者の配置 ・男女共同参画計画の策定 ・住民との連携 	
3 市町村において男女共同参画計画を策定する意義は何か ○一定の目標年次までに努力すれば達成可能な具体的な目標と手段を示す	(1) 的確な現状認識	(1) 風土、伝統、文化、慣習、住民意識、産業構造、経済等地域の現状を総合的に認識
	(2) 具体的な目標とその実現手段の明確化	(2) それぞれの施策の実施時期、数値化できるものについては目標値、実現手段等を明示、併せて市の取り組み姿勢、目標、進捗状況も明示することにより着実な施策の推進が総合的に図られる。
	(3) 計画策定を通じた合意形成	(3) 庁内会議を開催し職員が男女共同参画の視点で理解と合意を図り計画を策定します。 パブリックコメントの実施による市民の意見反映
	(4) 着実な実施	(4) 数値的な目標達成が可能な物については、いつまでに何をするのか対外的に明示し、進捗状況、達成度を確認します。

II 男女共同参画計画の策定に当たって		
1 体制をつくる	(1) 横断的な取組体制の整備	(1) 庁内横断的な連絡会議を設置、実務担当者会議の設置、庁議の活用
	(2) 男女共同参画推進委員会での検証	(2) 計画策定にあたり、基本方針の決定、計画案の検討・決定を行い、計画策定後も計画の推進状況について毎年度確認します。
	(3) 住民の参加	(3) 諮問機関の委員に積極的に市民を登用。パブリックコメントの実施。
2 共通認識をもつ	職員が認識を深め、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み込む	職員研修、管理職研修を行います。
3 基礎資料を収集・整備する	北海道の状況や富良野市の状況など参考資料を活用する。	政治、経済活動への女性参画状況。職場、家庭、地域による性別による役割分担の実態。男女共同参画に関する意識。男女の就業状況。女性に対する暴力の実態。女性団体等の活動状況等。
4 計画の位置付けを踏まえる	(1) 男女共同参画社会基本法に基づく計画	国の法律に基づく計画とする。
	(2) 他の計画との関係	市総合計画などに位置付けるほか、教育、子育てなど関連する計画に取り入れる。
5 計画に盛り込む内容を決定する 基本的には前計画を踏襲し、①基本的考え方を明確にし②現状と問題点を把握・評価し③施策を検討し⑤具体的な目標設定と方策について明示	(1) 基本的考え方	国及び道の計画に沿ったものとし、富良野市独自の視点があれば盛り込みます。
	(2) 現状と問題点の把握	前計画策定以降、新たな課題もあることから、整理を行います。
	(3) 各種施策の課題・目標と具体的な方策	実施内容、実施時期の明示、その他数値目標化できるものについては数値目標を設定。
6 計画を周知徹底する	市町村は計画を策定・変更したときは遅滞なく公表する(法第14条第4項)	広報誌、ホームページ、関係機関・団体及び希望者に配布、など
III 計画の推進・実施状況のフォローアップ		
	庁内推進体制を整備し、男女共同参画推進委員会による推進状況の確認、具体的な目標の達成度合いを確認などし推進を図ります。	